

## 注意事項

- さぬき市へ測量・建設コンサルタント業務等の追加の入札参加資格審査申請をしようとする者は、この要領により申請してください。追加の対象は以下に該当する事業者です。

- ①平成 29 年度測量・コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登載されていない事業者
- ②同名簿に登載されているが、申請営業所を変更しようとする事業者
- ③同名簿に登載されているが、新たな業種・業務を追加しようとする事業者

なお、所定の登録がなければ申請できない業種（業務）があります。

| 資格審査を行う業種       | 略称 | 登録が必要な業務        | 必要な登録                  |
|-----------------|----|-----------------|------------------------|
| 測量              | 測量 | 測量一般、地図の調製、航空測量 | 測量業者                   |
| 建築関係建設コンサルタント業務 | 建築 | 建築一般、意匠、構造      | 建築士事務所<br>(契約締結をする営業所) |
| 土木関係建設コンサルタント業務 | 土木 | —               | —                      |
| 地質調査業務          | 地質 | —               | —                      |
| 補償関係コンサルタント業務   | 補償 | 不動産鑑定           | 不動産鑑定業者                |

- この要領において、県内業者とは香川県内に本店（本社）がある者、県外業者とは県内業者以外の者をいいます。また、営業所とは、本店（本社）、支店（支社）、営業所等をすべて含みます。
- 申請できる営業所数は、本店・支店等のうちいずれか 1カ所に限るものとします。
- 入札参加資格の有効期間は、1年間（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）です。

## 申請方法等

## 1 提出方法

申請書類を記入の上、次の審査日に提出書類を提出してください。  
申請書類の内容について説明できる人が持参してください。  
郵送は認めません。

## 2 審査日時・場所（県内業者・県外業者共通）

| 審査日時  | 審査会場          |
|---|---------------|
| 平成 30 年 1 月 23 日(火) ～ 2 月 2 日(金)<br>午前 9 時 30 分 ～ 11 時<br>午後 1 時 ～ 3 時 30 分 | さぬき市役所附属棟多目的室 |

- ・受付時間を厳守してください。（上記期間は、県内業者・県外業者の区分はありません。）
- ・提出書類に不備がないか事前に十分確認して持参してください。

3 提出書類（指定様式は、様式集をダウンロードして使用してください。）

（◎：全業者が提出 △：該当する業者のみ提出 ×：不要）

|             | 新規・営業所変更 | 業種・業務追加 | 提出書類  | 注意事項  |
|-------------|----------|---------|---|---|
| ①           | ◎        | ◎       | 入札参加資格審査申請書   | 指<br>定<br>様<br>式<br><br>記入例参照（営業所申請する場合は、営業所情報を記載）<br><br>記入例参照（決算年度に注意）<br><br>記入例参照（決算年度に注意）<br><br>記入例参照<br>作成基準日：平成 29 年 12 月 1 日現在 |
| ②           | ◎        | ◎       | 経営規模等総括表  |   |
| ③           | ◎        | ◎       | 希望業務等総括表  |   |
| ④           | ◎        | ◎       | 技術職員総括表<br>（資格別人数）  |   |
| ⑤           | △        | △       | 委任状（原本）   | 委任する営業所がある場合のみ添付。   |
| ⑥           | ◎        | ×       | 納税証明書等（コピー可）  | ・次頁で指定するもの<br>・申請日前3ヵ月以内に発行されたもの  |
| ⑦           | △        | △       | 測量法第55条の8の規定に基づく書類（国土交通省地方整備局提出分のコピー。提出日を余白に記入すること）               | 測量業者の登録を受けている者  |
| ⑧           | △        | △       | 各登録規程の第7条に規定する現況報告書（コピー。国土交通省地方整備局の受付印があるもの。未返却の場合は提出日を余白に記入すること） | 建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタントの登録を受けている者  |
| ⑨<br>～<br>⑪ | △        | △       | ⑨商業登記簿謄本（法人の場合）（コピー）<br>⑩業務経歴書（1年分）→ <b>県外業者は不要</b><br>⑪財務諸表（1年分） | 上記登録のない者（⑦、⑧以外の者）は⑨～⑪を提出（⑩は様式集の業務経歴書により作成）  |
| ⑫           | △        | △       | 登録証明書（コピー）  | 測量業者・建築士事務所・不動産鑑定業者の登録を受けている場合に提出（これ以外の登録に関する証明書は不要。いずれも申請日前3ヵ月以内に証明されたものに限る。）  |
| ⑬           | ◎        | ×       | 誓約書（指定様式）   |   |

#### 4 必要な納税証明書等（コピー可）

| 対象             | 税の区分                        | 証明書の種類   |
|----------------|-----------------------------|--|
| すべての業者         | ・法人税（個人は所得税）<br>・消費税及び地方消費税 | 未納の税額がない旨の証明書<br>法人：様式その3の3<br>個人：様式その3の2  |
| 県内に営業所がある業者    | 香川県税<br>（すべての税目）            | 未納の税額がない旨の証明書  |
|                | 個人住民税                       | ○法人<br>・「特別徴収税額の決定通知書」又は「特別徴収実施確認書」<br>※営業所が存在する香川県内の市町のもの（当該市町に居住する従業員がいない場合は、従業員が最も多く居住する県内市町のもの。）<br><br>○個人<br>・「特別徴収税額の決定通知書」又は「特別徴収実施確認書」<br>・「個人住民税の滞納がない旨の証明書」<br>（個人事業者のみ必要な書類です。）<br>※平成29年1月1日現在の申請者の住民登録地の県内市町にて証明を受けたもの。<br>※さぬき市に営業所がある業者については、市税（すべての税目）の「納税証明書（1年分）」が必要です。 |
| さぬき市内に営業所がある業者 | 市税<br>（すべての税目）              | 納税証明書（1年分）   |

#### <備考>

- 1) さぬき市の納税証明書の発行を請求するには、法人等の代表者印が必要になります。また、受領に当たり、窓口に来られる方の印鑑が必要です。  
納税証明書の交付手数料として、1通につき400円が必要です。  
申請書については、さぬき市ホームページからダウンロードができます。  
（納税証明に関する問い合わせ さぬき市税務課 087-894-1118）
- 2) 国税・県税の証明書の発行については、それぞれのホームページで確認してください。
- 3) ※県内に営業所がある県外業者においては、県内居住地に住民登録がない従業員がいる場合も「特別徴収実施確認書」は必要ですので、県内居住地の市町税務窓口にご相談ください。
- 4) 「消費税及び地方消費税について未納の税額がない旨の証明書」は、免税業者も発行されます。

<注 意> 必要書類⑦⑧の確認について

登録がある業者は、それぞれの登録規程等に基づく現況報告書が必要です。  
(下表参照。建築を除く)

| 申請業種 | 登録がある業者 (A)   | 登録のない業者   |
|------|---|---|
| 測量   | 測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類(いわゆる現況報告書) 写し<br>* 国土交通省の受付印は不要<br>* 提出日を余白に記入すること | 申請できません。  |
| 土木   | 現況報告書一式(建設コンサルタント登録規程)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・⑨商業登記簿謄本 (写し)</li> <li>・⑩業務経歴書 (申請する業種ごとに必要)</li> <li>・⑪財務諸表 (複数業種を申請する場合でも 1 部で可)</li> </ul> |
| 地質   | 現況報告書一式(地質コンサルタント登録規程)  |   |
| 補償   | 現況報告書一式(補償コンサルタント登録規程)  |   |

注：建築を申請する場合

1. 建築のみを申請する場合

建築一般・意匠・構造の 3 業務については登録が必要ですが、測量等の上記 4 業種のような現況報告書提出の定めが無いため、登録の有無にかかわらず⑨、⑩、⑪の書類が必要です。

2. 上記 (A) の業者が、4 業種のいずれかと一緒に建築を申請する場合、⑨⑪は不要ですが、建築の⑩業務経歴書は提出してください。

5 提出方法(県内業者、県外業者共通)

| 提出部数 | 1 部   |
|------|---|
| ファイル | ・フラットファイル (青色・ブルー系、A 4 判)   |
| 綴り方  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 に掲げる順番に綴じ込み、ファイルの背表紙下段に、商号を記載。</li> <li>・ コピーで提出できる書類は、必ず A 4 判に統一。</li> <li>・ 原本提出の書類が A 4 判より小さい場合は A 4 判の台紙に貼付。大きい場合は折り込み。</li> </ul> |

6 問い合わせ先

さぬき市総務部管財課 TEL 087-894-8677